

を含む食品添加物条項の取扱い

が変更され、可能な限りアルミの暴露を下げることを勧告したことを受けて開始されたものである（食品によっては子供については超過する可能性がある）。これまでの議論では、見直しの検討において、アルミニウムを含む添加物の食品中の ML は具体的な数値を表記すること、アルミニウム換算されたものであるべきこと、複数の分子式が確認されているアルミニウムを含む食品添加物についてはアルミニウムの平均含量を採用することで合意している。現在、こうした考えに基づき検討を進めている。

【第 43 回部会】議題 5(d) : para77-91

電子作業部会（ブラジル：議長国）が作業部会で検討した 6 つの勧告に基づき議論。JECFA の事務局は、再評価によりすべての暴露からの新たな PTWI として 1mg/kg/b/w を設定した。そして、食品によっては子供については超過する可能性があり、可能な限りアルミの暴露を下げることを勧告された。JECFA は 2011 年に JECFA(44)でアルミを含有する食品添加物について再評価する予定とした（para79）。

- 勧告 1 のアルミニウムを含む食品添加物は、食品中の ML をアルミニウム換算（as aluminum basis）して具体的な数値を表記するべきこと、数値の記載のない添加物条項は廃止か作業を中止することについて合意した。
- 勧告 2 については暴露評価に関する情報のため、特段行動をとらないとした。
- 勧告 3 については、その目的がアルミを含有する複数経路からの暴露の低減を目指したことは理解したが、GSFA のどの条項に注釈 174 を追加するべきか特定できなかった。
- 勧告 4 については、GSFA の表 2 にあるケイ酸アルミニウムナトリウム（INS554）、ケイ酸アルミニウムカルシウム（INS556）、ケイ酸アルミニウム（INS559）の規定を廃止することを第 34 回総会に諮ることで合意した。
- 勧告 5 については、加工助剤の機能は GSFA のアルミニウム含有食品添加物との関係がないため行動をとらないこととした。
- 勧告 6 にあるアルミニウムレーキに関する懸念は、JECFA の優先リス

トにおいて検討することとした。

【第 44 回部会】 議題 5(d) : para99-104

電子作業部会（議長国：ブラジル）の原案における 7 つの勧告をもとに検討を行った。

- 勧告 1～3 の以下について合意。アルミニウムを含む添加物の食品中の ML は、具体的な数値を表記し、アルミニウム換算されたものであるべきこと。複数の分子式が確認されているアルミニウムを含む食品添加物については、アルミニウムの平均含量を採用すること。分類名と食品添加物の国際番号システム((CAC/GL 36-1989)及び JECFA の規格と整合させるため、GSFA の注釈 174 の「sodium aluminum silicate (ケイ酸アルミニウムナトリウム) (INS554)」を「sodium aluminosilicate (アルミノケイ酸ナトリウム)」に修正すること。
- 勧告 4～6 (勧告 4 (採択)、勧告 5 (更なる検討を要する)、勧告 6 (コメントの回付)) は、時間の制約から検討できなかったため、電子作業部会を設置して議論することになった。
- 勧告 7 (廃止または中止) については、使用実態のあった硫酸アルミニウムアンモニウムとアルミノケイ酸ナトリウムの食品分類を除き全ての作業を中止又は廃止することで合意した。
- 硫酸アルミニウムアンモニウムの食品分類は以下のとおり：06.2 「穀物粉及びデンプン(大豆粉を含む)」、07.1.4 「パンのフィリング及びパン屑を含むパンタイプの製品」、09.2 「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む魚類・水産製品の加工品」、09.3 「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む半保存魚類・水産製品」
- アルミノケイ酸ナトリウムの食品分類は以下のとおり：01.8.2 「ホエイチーズを除く乾燥ホエイ及びホエイ製品」

【第 45 回部会】 議題 5(b) : para86-96

前回の CCFA(44)の勧告のうち、積み残された案件に関する電子作業部会（議長：米国）の討議文書をもとに議論。

- 勧告 1 にある添加物条項はステップ 8 または 5/8 で総会に諮ることに (AppendixVIII 参照)。ただし、EU はアルミニウムの暴露起源は不明

	<p>であり、PTWI を超過する可能性があるとして留保し、ノルウェーもこれを支持した。また、日本は CRD6 で食品分類 7.1.2「甘いクラッカーを除くクラッカー」、7.1.3「その他の通常ベーカリー製品（ベーグル、ピタ、イングリッシュマフィンなど）」の硫酸アンモニウムアルミニウム（INS523）の ML の修正案を次回の部会において提示すると伝えた（para83）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勧告 2（作業中止）については勧告を承認し、休会中の部会における個別食品規格に含まれるアルミニウム含有食品添加物の条項については廃止することとした。また、以下の項目の検討を各部会に要請した。加工果実・野菜部会（CCPFV）へは、「クリの缶詰及びクリピューレの缶詰の規格」（CODEX STAN 145-1985）における硫酸アルミニウムカリウム（INS 522）の添加物条項の廃止、魚類・水産製品部会（CCFFP）へは「急速冷凍フィッシュスティック（フィッシュフィンガー）、魚の切り身（パン粉又は衣付き）の規格」（CODEX STAN 166-1989）におけるリン酸アルミニウムナトリウム（INS 541）の添加物条項の最大使用量をアルミニウムベースへ改訂、糖類部会（CCS）における糖類の規格（CODEX STAN 212-1999）のアルミノケイ酸ナトリウム（INS 554）及びケイ酸アルミニウムカルシウム（INS 556）の添加物条項の廃止について検討するよう勧告した。
<p>(4)GSFA における注釈 161 をめぐる議論</p>	<p>【概要】注釈 161 (Note 161) は、輸入国の規制に基づく (Subject to national legislation of the importing country aimed, in particular, at consistency with Section 3.2 of the Preamble) と規定しており、特に、GSFA の前文第 3.2 項（「添加物使用の正当性」との整合性を求めている。注釈 161 は、安全性の問題でなく、国際基準の調和の観点から貿易障壁となる可能性があるとして反対する立場（米国、日本、豪州等）と、GSFA の策定を可能とするためにはケースバイケースで注釈の利用の判断をすべきとする立場（EU）で対立している。注釈の利用は減らすべきとする方向性で合意があるものの、既存の添加物条項から削除するか、利用しないこととするか、については合意が得られていない。今後具体的な使用の事例から検討を進めることとなっている。</p> <p>【第 43 回部会】議題 5(g) : para107-114</p>

- 電子作業部会（議長国：オランダ）の討議文書（CX/FA11/43/13）をもとに議論。米国、豪州、日本らが注釈 161 の使用に関して反対した。これに対し EU は、前文の適用が適切かつ一貫性を以て行われることが大事であり、注釈 161 はケースバイケースで付記していくことが適当との考えを示した。既存の添加物条項にある注釈をすぐに削除せず、今後あらたな注釈はつけないといった妥協案も示されたが、EU の合意は得られなかった。
- 議論の結果、GSFA の前文第 3.2 項についての統一的な適用を促進するための勧告の策定を目的として電子作業部会（議長国：南アフリカ）を設置した。

【第 44 回部会】 議題 5(f) : para116-130

- 電子作業部会（議長国：南アフリカ）の討議文書（CX/12/44/12）に基づいて議論。討議文書では、2010 年まで注釈 161 の使用は甘味料と着色料に対してのみであったこと、2011 年以降は使用されていないことが指摘された。議長より、解決法の合意が得られるまで注釈 161 を新たに使用しないこと、既存の添加物条項における注釈 161 を維持することが提案された。注釈 161 を減らす方向性は共有されているが、既存の添加物条項からの削除や今後使用しないということについて意見の不一致があった（para121）。議長は、甘味料の既存の注釈 161 の代替案について電子作業部会にて検討することを提案し、それに対する基本的な合意があったものの、付託事項で合意が得られず、最終的に議長から議論の延期が述べられた。

【第 45 回部会】 議題 9(b) : para144-153

- 豪州が自発的に作成した討議文書に基づき議論。注釈 161 への対応に関して、①何もしない、②可能であれば、注釈 161 を別の注釈に換える、③GSFA 前文を改訂し、注釈を削除する、④注釈を削除する、⑤注釈の使用基準を設定する、の 5 つの選択肢を提示した。豪州は注釈 161 の使用を支持しないとの立場を示した（para141）。これに対し、EU は削除に反対、ケースバイケースでの利用を求めた。そして、具体的な事例（すでに採択されたアセスルフラムカリウム、アスパルテーム、アスパルテ

	<p>ーム・アセスルファミウム塩)で検討することを提案した。多くの国が、②の選択肢、ケースバイケースでの注釈の使用を支持した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議論の結果、電子作業部会(議長国:英国)を設置し、特定の食品分類における甘味料の使用について、注釈 161 に関する懸念とその理由を特定することに合意した。
(5)その他討議事項	<p>【第 43 回部会】議題 5a-h</p> <p><u>GSFA の食品添加物条項の案及び原案(議題 5a)、食品添加物条項の原案(新規及び改訂)(議題 5b)、いくつかの食品添加物に関する意見と情報(議題 5c)</u></p> <p>部会本会議に先立ち開催された物理的作業部会(議長国:米国)の報告(CRD2)に基づき議論。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 着色料(カンタキサンチン、カラメル III、カラメル IV、カロテンベータ、カロテノイド、ブドウ果皮抽出物)の勧告に修正を行ったうえで承認した。 ● カンタキサンチンについては、①01.6.4 プロセスチーズの食品分類における条項を修正。②食品分類 01.7「乳製品ベースのデザート」に注釈 V「発酵乳の規格(CODEX STAN 243-2003)に適合するものは除く」の追加。③食品分類 02.2.2「ファットスプレッド、乳製品ファットスプレッド及び混合スプレッド」に注釈 S「乳製品ファットスプレッドの規格(CODEX STAN 253-2006)に適合するものは除く」と新たな注釈「ファットスプレッド及び混合スプレッドの規格(CODEX STAN 256-2006)に適合するものは除く」を追記。④食品分類 06.4.2「乾燥パスタ、乾燥麺類、及びこれに類する製品」については、注釈 O「野菜及び卵を含むパスタを除く」と注釈 P「Triticum aestivum から作られたパスタへの使用及び麺類への使用に限る」を、新たな注釈「麺類への使用に限る」に置き換える。これに関して、EU、ノルウェー及びスイスは、安全性の懸念があるとして留保した。 ● カラメル III (INS 150c) 及びカラメル IV (INS 150d) についてカラメル IV の食品分類 01.6.5 チーズ類似品へ注釈 F「香りづけした製品にのみ使用」を追記した。EU 及びノルウェーは、カラメル III 及びカラメル IV には安全性の懸念があるとの理由で留保した。ブラジルは、カラメル IV を食品分類 11.6「卓上甘味料(高甘味料を含有するものを含

	<p>む)」に対し留保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ベータカロテン（野菜）（INS 1601(ii)）について、食品分類 06.4.2「乾燥パスタ、乾燥麺類、及びこれに類する製品」の注釈 O「野菜及び卵を含むパスタを除く」を「野菜を含むパスタを除く」に差し替え。食品分類 08.1.2「細断された生鮮肉、家禽肉、および狩猟肉」で注釈 117「Except for use in loganiza (fresh, uncured sausage) at 1000mg/kg」は、高いレベルのベータカロテン、カロテノイドを使用する技術的な正当性が無いとして削除。EU は保留の意を示した。 ● カルテノイド(INS 160a(i)、160a(ii)、160e、160f)について、食品分類 01.5.2「ミルクパウダー類似品、及びクリームパウダー類似品」に新たな注釈「Excluding products conforming to the Standard for Blend of Skimmed Milk and Vegetable Fat in Powdered Form (CODEX STAN 251-2006)」を追記した。EU は、食品分類 09.1.1「生鮮魚」の注釈 16「For use in glaze, coatings or decorations for fruit, vegetable, meat or fish」の削除を提案したが合意は得られず。EU は注釈 16 の使用に対して留保した。 ● エリスロシン(INS 127)について、食品分類 04.2.2.7「発酵野菜及び海藻製品、ただし食品分類 06.8.6、06.8.7、12.9.1、12.9.2.1 及び 12.9.2.3 の発酵大豆製品を除く」の注釈 161 を削除することで合意した。 ブドウ果皮抽出物について、食品分類 01.4.4「クリーム類似品」、01.5.2「ミルクパウダー類似品、及びクリームパウダー類似品」に注釈 F「香りづけした製品にのみ使用」追記。食品分類 01.5.2「ミルクパウダー類似品及びクリームパウダー類似品」から Standard for a blend of Skimmed Milk and Vegetable Fat in powdered form でカバーされるものを除くため、新たな注釈を追記。食品分類 04.1.2.8、04.2.2.3、04.2.2.5 に付けられていた注釈 161 を新たな注釈「加工段階で失われた本来の色調を回復するために限る」と差し替える。 ● アルギン酸エチルラウロイル（INS 243）について、食品分類 01.7「乳製品ベースのデザート」に注釈 V「発酵乳の規格（CODEX STAN 243-2003）に適合するものは除く」を追記。食品分類 02.2.2「ファットスプレッド、乳製品スプレッド及び混合スプレッド」に注釈 S「乳製品ファットスプレッドの規格に適合するものは除く」と新たな注釈「ファ
--	---

ットスプレッド及び混合スプレッドの規格に適合するものは除く」を追記。食品分類 14.1.2.2 「野菜ジュース」、14.1.2.3 「濃縮果物ジュース」は作業を中止。EU 及びノルウェーは留保した。

- ステビオール配糖体 (INS960) について、ステップ 5/8 で総会での採択を諮ることに合意。EU 及びノルウェーが留保した。
- 亜硫酸 (INS 220-228, 539) について、食品分類 04.2.2.6 食品分類 04.2.2.5 を除く野菜 (マッシュルーム、及び菌類、根菜、及び塊茎、豆類、及び豆科植物、ならびにアロエを含む)、海草、ならびにナッツ、及び種のパルプ、及び調整品 ML を 300 mg/kg とした。

アルミニウム含有食品添加物条項 (議題 5d) ⇒項目別・まとめ(3)を参照

食品分類システムの改訂原案 (食品分類 5.1, 5.2, 5.4) (N07-2010)(ステップ 3 でのコメント) (議題 5e)

- 電子作業部会 (議長国:米国) の作業文書 (CX/FA 11/43/11)、CRD15 をもとに議論し、合意した。
- 食品分類 05.1.4 ココア製品及びチョコレート製品: 「Composite chocolate」は産業界では使用しているがコーデックス規格では使用されていないため「chocolate with added edible ingredients」に差し替える。
- 食品分類 05.2 ハードキャンディー、ソフトキャンディー、ヌガー等を含む菓子類(食品分類 05.1, 05.3, 05.4 以外のもの): 定義説明に関して、
- 「and their dietetic counterparts」の文言で国際的に取引されている製品で甘味料を含んでいるものはカバーされることから、「manufactured with nutritive or non-nutritive high-intensity sweeteners」を削除した。
- 食品分類 05.2.1 (飴類), 05.2.2 (ソフトキャンディー)、05.2.3 (ヌガー、マジパン): 食品分類 05.2 の修正に応じ、「or sweeteners」を「and their dietetic counterparts」に修正した。また、「Halwa teheniaa」(中東地域で消費が多い) を食品分類 05.2.2 の定義説明に追記した。

食品分類 16.0 の名称と説明書の改訂 (議題 5f) ⇒項目別・まとめ(1)参照

議題 5(g) 注釈 161 の使用に関する討議文書 (議題 5g) ⇒項目別・まとめ(4)参照

GSFA 前文第 4 項「食品中の添加物のキャリーオーバー」の改訂に関する討議文書 (議題 5h)

- 電子作業部会 (議長国: ブラジル) の検討に基づく 4 つの勧告をベースに議論された。
- 「キャリーオーバーの原則 (注:すでに廃番になり、WEB 上にもない国際食品規格集第 1 巻に言及されている⇒確認)と GSFA 前文のセクション 4 にある「食品中の添加物のキャリーオーバー」の差異について検討し修正の検討をするもの。
- 勧告 1 については、セクション 4.1 のタイトルはキャリーオーバーに言及することで明確化、新たに 4.2 Special Conditions Applying to the Use of Food Additives not Directly Authorised in Food Ingredients and Raw Materials」の追加等を行ったが、4.1 の a,b 及び c にある修正は、GSFA を唯一の参照先とする目的に合致しないので、合意しなかった。
- 勧告 2・3 については、前文のセクション 4.2 と、乳幼児粉乳及び関連製品に関する食品分類 (13.1 及び 13.2) の矛盾について CCNFSDU に説明を求めることで合意。関連部会に整合性についての問い合わせは不要と合意した。
- 勧告 4 について、第 32 回総会の決定を受けて、すでにコーデックス事務局が対応済みと確認した。
- 以上の修正案を第 34 回総会で諮ることとした。

【第 44 回部会】議題 5a-f

保留中の GSFA 食品添加物条項の案及び原案 (議題 5a)

本部会直前に行われた物理的作業部会 (議長国: アメリカ) の 12 の勧告に従い、議事が行われた。

- 勧告 1: GSFA の表 1 及び表 2 の採択。個々の内容については以下の通り。

	<p>カラメル III : JECFA の評価の結果、ADI が設定されているため、食品中の最大濃度を GMP から数値に変更された。</p> <p>パラヒドロキシ安息香酸エステル:GSFA の食品分類 04.1.2.5 「ジャム、ゼリー、マーマレード」について、各国から使用実態の情報が提供されたので、規格を策定することで合意。ジャム、ゼリー、マーマレードの食品規格(CODEX STAN 296-2009)にはパラヒドロキシ安息香酸エステルの規定がないとの指摘があったため、整合性については別途検討することとした。</p> <p>ソルビン酸塩 : EU は、微糖ジャム以外のジャムへの使用について、技術的な正当性がないとして留保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勧告 2-3 で挙げられた作業の中止または廃止について承認 ● 勧告 4 のコメントの回付について <p>リン酸類 : 食品分類 01.3.2 「飲料用ホホワイトナー」:食品中の最大濃度を変更し、ステップ 8 として採択。食品分類 09.2.5 「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む燻製、乾燥、発酵、及び/又は塩蔵された魚類・水産製品」におけるリン酸類の規格策定を中止。</p> ● 勧告 7、8 及び 9 (ナイシン) について <p>物理的作業部会から JECFA 事務局に対して以下の要請がなされた (勧告 7) : ナイシンの ADI の計算が正しいことの確認、ナイシンの ADI の根拠の明確化、ADI を「unit/kg bw」から「mg nisin/kg bw」に変換する計算方法の提示。これに対し JECFA 事務局は、現段階では回答できるかは明らかでなく、回答できない場合は、再評価が必要とされた(パラ 77)。このため部会は JECFA 評価の優先リストにナイシンを含めることを検討することに合意。また、ナイシンの全ての規格に「ナイシンとして」という注釈を追加すべきとの勧告 (勧告 8) があったが、ADI を「mg nisin/kg bw」に変換する方法が明らかではないため、部会は本勧告に合意せず。食品分類 08.0 「家禽肉及び猟鳥獣肉を含む食肉、及び猟鳥獣肉」のナイシンの添加物条項の作業を中止し、Procedural Manual に従って、食品分類 08.0 の下位分類に食品添加物条項を提案することで合意。</p> ● 勧告 10 : アスパルテーム、アセスルファム塩の規格については、注釈 161 の取り扱いについての議論(議題 5f 参照)の結論が出ていないため、
--	--

議論を延期した。

- 勧告 11：アセスルファムカリウム及びアスパルテームに関しては、アセスルファム塩を食品に使用し、さらにアセスルファムカリウムやアスパルテームを使用すると、GSFA で既に認められている食品中の最大濃度を超える可能性がある。このため、米国が電子作業部会を設置し、注釈の検討（注釈 188、注釈 191）を行うことで合意した。

いくつかの食品添加物に関する意見と情報（議題 5b）

使用実態に関する情報提供が回付文書(CL 2011/4-FA Part B, point 9,10,11 及び CL 2011/17-FA)により求められていた食品添加物について部会の直前に開催された物理的作業部会の勧告をもとに検討した。

- 採択：エリスロシンの食品分類 08.3「ひき肉処理された食肉、家禽肉、及び猟鳥獣肉の加工品」の規格、ステビオール配糖体の食品分類 05.2「ハード及びソフトキャンディー、ヌガー、その他を含む食品分類 05.1,05.3 及び 05.4 以外の菓子類」の規格、亜硫酸塩の食品分類 04.1.2.8「果肉、ピューレ、フルーツトッピング、及びココナッツミルクを含む果実の調整品」の規格、カシアガムの規格。
- 作業中止：アルギン酸エチルラウロイル
- カロテノイド類の食品分類 02.1.2「植物油脂」については、食品中の最大濃度を 25 mg/kg に修正、新たな注釈「単独または組み合わせで、個々の規格の対象とならない食用油脂の規格（CODEX STAN 19-1981）に整合する植物油脂での使用に限る」の追記により合意。

表 3 に規定されている pH 調整剤及び乳化剤、安定剤、増粘剤の表 1 及び 2 における食品添加物条項の案及び原案⇒項目別まとめ・参照（議題 5c）

アルミニウムを含む食品添加物条項（議題 5d）⇒項目別・まとめ(3)参照

GSFA の食品分類 16.0 の解説に関する討議文書（議題 5e）⇒項目別・まとめ(1)参照

注釈 161 の使用に関する討議文書（議題 5f）⇒項目別・まとめ(4)参照

【第 45 回部会】議題 5：para65-125

部会の直前に開催された物理的作業部会（議長国：米国）の 12 の勧告をもとに議論。

	<p><u>GSFA 表 3 に規定されている pH 調整剤の表 1 及び表 2 における食品添加物条項の提案及び表 3 に規定される乳化剤、安定剤、増粘剤の表 1 及び表 2 における食品添加物条項を策定するための水平アプローチの提案 (議題 5a) ⇒ 項目別・まとめ(2)参照</u></p> <p><u>GSFA におけるアルミニウムを含む食品添加物条項の提案 (議題 5b) ⇒ 項目別・まとめ(3)を参照</u></p> <p><u>アスパルテーム・アセスルファム塩 (INS 962) の食品添加物条項の原案 (CL 2012/5-FA Part B, point7 への回答) 及び議題 5(g)アセスルファムカリウム (INS 950) の食品添加物条項への注釈 188 の適用及びアスパルテーム (INS 951) の食品添加物条項への注釈 191 の適用の提案 (議題 5c)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● CRD2 の Appendix VIII に基づいて議論。しかし、この検討は注釈 161 の問題とも関連することから、検討の延期を決定した (para97)。 ● 日本から注釈 188、191 に加え、注釈 113、119 (アスパルテーム・アセスルファム塩の使用者に対し、アスパルテーム又はアセスルファムカリウムそれぞれの規格を守らなければならないことを知らせるための注釈) の改訂についても検討するよう提案した (para98)。 <p><u>食品分類 08.0“家禽肉及び猟鳥獣肉を含む食肉及び食肉製品”におけるナイシン (INS 234) の使用に関する新規提案 (CL 2012/5-FA Part B, point 8 への回答) (議題 5d)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2013 年 6 月に第 77 回 JECFA 会議でナイシンの再評価がされることから、検討を次回の部会に延期した。 <p><u>食品分類 16.0 “調理済み食品”における食品添加物条項の新規提案 (CL 2012/5-FA Part B, point 9 への回答) (議題 5e) ⇒項目別・まとめ参照</u></p> <p><u>GSFA の食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2012/5-FA Part B, point 10 への回答) (議題 5f)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 時間の制約により議論できず。電子作業部会 (議長国：米国) を設置した。
3. 加工助剤	【概要】加工除剤のガイドラインについては、CCFA(40)のプロジェクトドク

コメントをもとに新規作業として開始された。このガイドラインは CCFA(42)で 5/8 で第 33 回総会（2010）に諮り、最終採択された（「加工除剤に関するガイドライン, Guideline on Substances Used as Processing Aids (CAC/GL 75-2010)」）。他方、加工除剤一覧（Inventory of Substances Used as Processing Aids, IPA）は、コーデックスとしてのリストが存在せず、これまでニュージーランドの自発的な申し出に基づき更新されてきたが、今後データベース化（Database on Processing Aids）することとなった。現在そのデータベースの在り方について議論が行われている。

【第 43 回部会】 議題 10

- ニュージーランドより討議文書について説明。討議文書では、現行の加工助剤一覧の様式にそったデータベースをもとに、データベースの構成について論じた。また、データベースの IPA が常に正しいものと考えてはならない点も注意された。そして、「加工助剤に関するガイドライン、Guideline on Substances Used as Processing Aids, (CAC/GL 75-2010)」に合致したものでなければならないとした。JECFA 事務局からは、データベースには、検索機能やリンクを設けることが求められた。
- 議論の結果、議長は段階的アプローチで行うことを提案し、中国がデータベースの主たる構成を作成し、次回部会で議論することで合意した。

【第 44 回部会】 議題 10

- 中国がニュージーランドと作成した加工助剤のデータベースの原型を提示し、それをもとに議論した (<http://www.cffa.cc/IPA/>)。データベースの位置づけに関してコーデックス事務局の責任の対象外であるが、リンクを設けることは可能であるとした (para180)。ニュージーランドが作成している加工助剤の一覧表は、このデータベースが完成するまで維持されるとした (para181)。
- 電子作業部会（議長：ニュージーランド、中国）を設置し、データベースへの登録規準を作成することとされた。

【第 45 回部会】 議題 9(a)

	<ul style="list-style-type: none"> 議長からこれまでの合意事項として、以下が論じられた。安全性の評価の実践上の困難から加工助剤リスト化の作業を進めないこととしたこと、発展途上国における加工助剤に関する情報の必要性から中国が加工助剤のデータベースの作成を申し出たこと、加工助剤のデータベースへの登録基準を特定することとしたこと。 議論の結果、加工助剤の登録基準として、①「加工助剤として使用される物質に関するガイドライン (CAC/GL 75-2010)」に記載された加工助剤の定義に合致していること、②1 カ国以上で加工助剤として使用されていること、とすることで合意。
<p>4. 食品添加物の国際番号システム (INS)</p>	<p>【概要】GSFA に収載される食品添加物は、JECFA で安全性の評価を受けていることと、国際番号システム (INS) を有することが求められる。「食品添加物の機能クラス及び国際番号システム (GL 36-1989)」・「INS ガイドライン」については、毎回部会において INS の会期内作業部会が検討を行い、継続的に変更／追加の提案をしたうえで、部会での議論が行われている。</p> <p>【第 43 回部会】議題 7 : para137-148 会期内作業部会 (議長：フィンランド) の議論における勧告 (CRD4) をもとに議論。</p> <ul style="list-style-type: none"> INS の GL 36-1989 のセクション 3 (食品添加物の国際番号システム：国際番号、添加物名及び機能クラスの一覧表) に関して以下のように合意した。いわゆる「親の食品添加物名 (parent food additives)」として、カラメル (INS 150)、硫酸ナトリウム (INS 514)、硫酸カリウム (INS 515) を新たに承認。新たな INS 番号として、ニリン酸二水素二ナトリウム (INS 450 □)、ステアリン酸マグネシウム (INS 470□) を関連した技術的目的と共に追加した (para143)。 <p>【第 44 回部会】議題 7 : para142- 会期内作業部会 (議長国：イラン) の議論における勧告をもとに議論。</p> <ul style="list-style-type: none"> 勧告 1 及び 2 : INS の GL 36-1989 のセクション 3 (食品添加物の国際番号システム：国際番号、添加物名及び機能クラスの一覧表) に関して以下のように合意。 <ul style="list-style-type: none"> ① 3 つの新規物質と関連する技術的目的の追加：パプリカ抽出物

	<p>(INS 160c(ii))、ヘキサメタリン酸カリウム (INS452vi)、ケイ酸アルミニウムカリウム (INS561)</p> <p>② 新しい INS 番号と関連する技術的目的の追加：パプリカオレオレジン (INS 160c(ii))</p> <p>③ 名前の修正と技術的目的の追加：ポンソー4R (コチニールレッド A) (INS124)、アルミニウムパウダー (INS173)、リソールルビン BK (INS180)</p> <p>④ 名前と関連する INS 番号の変更：ポリリン酸ナトリウムカリウム (INS451(vi))</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勧告 3 及び 4：23 の添加物の技術的目的の追加。セクション 2 (食品添加物の機能クラス、定義及び技術的目的の一覧表) に掲載されていない 2 つの目的 (品質改良剤 conditioning agent、着香補助剤 flavouring aduvant) の削除。 ● 勧告 5：セクション 3 から臭素酸カリウム及び臭素酸カルシウムの削除。 ● 勧告 6：①INS リストへの変更・追加の提案を要請するための回付文書のコメントの検討、②ステップ 3 で回付するコメント、に関する電子作業部会 (議長国：イラン) を再設置することに合意。 ● 以上の修正案を第 35 回総会にステップ 5/8 で採択を諮ることに合意。 <p>【第 45 回部会】議題 6 (para105-116)</p> <p>電子作業部会 (議長国：イラン) の討議文書・会期内作業部会における議論・勧告に基づき議論し、以下に合意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勧告 1：ケイ酸アルミニウムカリウムをベースとした真珠光沢のある着色料は、第 77 回 JECFA で評価が行われるため延期することで合意。 ● 勧告 2：アドバンテーム、ニリン酸鉄 (III)、ピロリン酸鉄 (III)、酵母マンノプロテインへの新たな INS 番号、機能分類及び技術目的を追加することで合意した。 ● 勧告 3：第 76 回 JECFA の新たなモノグラフ「ミネラルオイル、中・低粘度、クラス I」(INS 905e) が作成されたことから、これらの添加物の名称を「ミネラルオイル、中粘度」に変更することに合意した。 ● 勧告 4：塩化カリウム (INS 508) 及び塩化カルシウム (INS 509) の機能分類及び技術目的については、電子作業部会 (議長国：イラン) で
--	---

	<p>検討し次回議論することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勧告 5：塩化カリウム（INS 508）について、機能分類及び技術目的からゲル化剤の削除を合意した。 ● 勧告 6：18 の食品添加物に新規機能分類及び技術目的を追加することに合意した（CRD4 の表 4 参照）。 ● 次回の検討については電子作業部会（議長国：イラン）を設置することに合意した。
<p>5. 食品添加物の同一性及び純度に関する規格</p>	<p>JECFA における食品添加物の規格（Specification）、暫定規格の策定をもとに、食品添加物の同一性及び純度に関する規格の策定についての議論を継続的に行っている。</p> <p>【第 43 回部会】 議題 8：para149-153</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JECFA 事務局から第 73 回会合の報告（CX/FA11/43/17）：6 つの食品添加物の同一性及び純度に関する規格と 180 の香料（新規・改訂）の作成、1 つの暫定規格の作成、1 つの食品添加物の暫定規格の取り下げがあったとされた。また、金属及びヒ素の限度値等に関連する 8 つの JECFA 規格について修正と改訂なされた。 ● 議論の結果、14 の食品添加物規格及び 167 の香料規格を、ステップ 5/8 で第 34 回総会に諮ることで合意した。 <p>【第 44 回部会】 議題 8：para153-156</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JECFA 事務局から、第 74 回 JECFA 会合の報告（CX/FA 12/44/15）：25 の食品添加物の同一性及び純度に関する規格の作成、7 つの暫定規格の作成、アルミ含有食品添加物に関する 9 つの規格については作成されなかったとの報告があった（para153）。また、加工デンプン及びオクテニルコハク酸アラビアガムは、第 72 回の JECFA 会合で作成した分析法と整合性が解決するまで保留にすべきとされた（para154）。 ● 議論の結果、22 の食品添加物の規格原案をステップ 5/8 で第 35 回総会図ることとした（臭素酸カリウムの規格については削除）。 <p>【第 45 回部会】 議題 7：para117-125</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JECFA 事務局から、第 76 回 JECFA 会合の報告（CX/FA 13/45/15）。8 つの食品添加物の同一性及び純度に関する規格（5 つの新規と 3 つの改訂）、107 の香料の規格が作成されたとの報告があった

	<p>(para117-118)。</p> <ul style="list-style-type: none"> • クラス II・クラス III の暫定 ADI が廃止されたことを受け、ミネラルオイル、中・低粘度のクラス I (INS 905e)・クラス II (INS 905f)・クラス III (INS 905g) が廃止。ただし、ADI が設定されたクラス I (INS 905e) については新たな規格を作成した。 • EU は、JECFA の規格における、食品添加物中の食品添加物 (food additives used in food additives) について留保するとした。部会では JECFA 事務局のガイダンスに対して支持があったが、EU は食品添加物中の食品添加物の使用についての討議文書を作成することとした (para121-122)。 • 3-フィターゼの JECFA の優先度リストに追加に合意した。 • 議論の結果、8 つの食品添加物の規格と 93 の香料の規格に関して第 36 回総会にステップ 5/8 で諮ることを合意した。
<p>6. JECFA による評価のために提案された食品添加物の優先リスト</p>	<p>JECFA の評価対象とする食品添加物の優先リストについて、会期中の作業部会や回付文書をもとに継続的に議論され、更新が行われている。昨今は、これまで JECFA が評価してきた食品添加物 (1950 年代以降食品添加物のみで 600 以上となる) に関して、体系的に評価をすることが必要と論じられ、そのためのメカニズムの構築に関して議論されている。第 43 回 CCFA から議論が開始され、現在カナダを議長とする電子部会で再評価の基準の検討がなされ、107 の着色料について検討がなされている。</p> <p>【第 43 回部会】議題 9a/b : JECFA の優先リストと再評価メカニズムの検討 <u>JECFA 評価の優先リストへの追加及び変更に関する提案 (議題 9a)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 議題 9a において、部会会期内作業部会 (議長 : カナダ) の作業 (回付文書 (CL2010/10-FA) および CRD5) に基づき議論 (日本から提案した二酸化チタンの規格 (Specification) を含む)。調製粉乳及び乳幼児用特殊医療用粉乳へのペクチンの使用に対する安全性評価の優先順位リストへの追加に合意 (para156)。優先順位リストが更新された (Appendix XIV)。 <p><u>JECFA での食品添加物再評価のメカニズムに関する討議文書 (議題 9(b))</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 議題 9b において、JECFA 事務局が作成した再評価の検討に関する討議文書 (CX/FA 11/43/19) について議論した。これまで JECFA は 600

の食品添加物の評価を行ってきた（香料を除く）、その多くは 30 年以上も前に実施されたものであることから、体系的な再評価の必要性が論じられてきた（パラ 163）。再評価に関しては、現在 CCPR と JMPR で行われている再評価の体系や基準についての紹介もあった（Criteria for the Prioritization Process of Compounds for Evaluation by JMPR）。また、JECFA のリソースが限られていることから、作業の重複は回避すべきであること、新たな科学的根拠に基づくことの重要性が強調された。

- 部会は、カナダを議長国とする電子作業部会を設置し、付託事項(TOR)として、①再評価のための優先順位付けの評価基準の設定、②1956 年以来 JECFA によって評価された 107 の着色料のリストを作成、③これら着色料の情報を収集、④優先順位リストの作成、を掲げた。

【第 44 回部会】議題 9

JECFA 評価の優先リストの追加及び変更に関する提案（CL2011/8-FA への回答）（議題 9a）

議題 9a において、部会期間内の作業部会（議長：カナダ）の作業に基づき議論。

- 前回の優先順位リストが更新された。新規に評価が行われる添加物としてアドバンテーム、グルコアミラーゼ、アナトー色素が掲載された。また、議題 5a に関連してナイシンの評価もリストに載せた（2012 年 12 月までに日本がデータを提出するとした）。

JECFA による食品添加物の再評価メカニズムに関する討議文書（議題 9b）

- 再評価メカニズムの検討：議題 9b において、電子作業部会（議長：カナダ）の報告に基づき議論。再評価を体系的に実施するため、各添加物を簡潔な質問に応じて再評価スコアを出すという提案がなされた。
- 議長は、スコアのための基準についておおむね合意ができたことから、これまで JECFA により評価された 107 品目の着色料についてスコア化することを合意した。検討にあたっては電子作業部会（議長：カナダ）を再設置するとした。

	<p>【第 45 回部会】 議題 8</p> <p><u>JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更の提案 (CL2012/8-FA への回答) (議題 8a)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 議題 8a において、部会期間内の作業部会（議長：カナダ）の作業に基づき議論。合意した優先リストを提出することで合意した（Appendix XI 参照）。 <p><u>JECFA による着色料の再評価のための優先リストの提案 (議題 8b)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 議題 8b において JECFA の着色料の再評価のための優先リストについて検討した。 • 電子作業部会（議長：カナダ）の作成文書（CX/FA 13/45/17）に基づき議論した。前回の会合において合意した食品添加物の再評価優先リストのフォーム（「優先順位決定様式」：JECFA の評価の時期、新たな毒性試験の結果の有無、摂取量の増加等の項目ごとに評価し、その集計結果により 10 段階に分類するというもの）に基づいて、1956 年から JECFA が評価してきた 107 の着色料の再評価について優先順位を行った。 • その結果、38 の着色料が事前選別したとの報告があった。また、優先順位決定手順の効率向上のための提案がなされた（para132）。さらに議論の中で以下の指摘があった。深刻な健康上の懸念が認められた場合、再評価の優先順位リストではなく JECFA の評価の優先順位リストに記載すべき点、現在使用されていない食品添加物は除外するとする項目を事前項目に追加すべき点である（para135）。 • 更なる検討を進めるため、電子作業部会（議長国：カナダ）を再設置することに合意した。
--	---

2. 近年作業が完了した議題と経緯

議題	議題の経緯
1. 食用塩に関する規格の改訂案（CODEX STAN 150-1985）	<p>【概要】 CCFA(41)において、食用塩の規格（the Standard for Food Grade Salt (CODEX STAN 150-1985)）に関してはセクションの多くにおいて更新が必要であるとの指摘がなされ、検討が開始されたもの。スイスが議長国とした電子作業部会の設置により検討を行い、CCFA(43)および(44)において検討がなされ第 35 回総会にて採択。</p>

	<p>【第 43 回部会】 議題 6 : para127-136</p> <ul style="list-style-type: none"> • 議題 6 において、電子作業部会（議長国：スイス）の食用塩の規格の改訂原案（CX/FA 11/43/15）をもとに議論。添加物、汚染物質、衛生、分析サンプリング方法のセクションごとに検討修正を行った（添加物のセクションは特段の変更はせず）。 • 分析・サンプリング方法のセクションについては、電子作業部会が分析方法を国際機関や EuSalt の方法を参考に更新したが、こうした手法を実施するだけの設備を十分に持たない研究施設もあるかもしれないとの懸念が呈され、特に Copper や重金属については CCMAS の提示する criteria-based approach が望ましいとされた。また、method listing approach の維持などについても CCMAS の助言を求めることで合意した。 • 以上の修正原案を第 34 回総会においてステップ 5 で諮ることで合意した。 <p>【第 44 回部会】 議題 6 : 136-141</p> <p>前回の CCFA からの要請に対する CCMAS の回答（CRD19）をもとに議論。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 規格の分析・サンプリング法に関するセクション（Section 9）の中で CCMAS(33)にて承認されなかった方法を除外することに合意（para138）。 • CCMAS からの要請を受け、ハロゲン法の必要性を明確化するため、オブザーバーの EuSALT（European Salt Producers' Association、欧州塩生産者協会）が CCMAS に返答することに合意。第 35 回総会にてステップ 8 で採択を諮ることに合意（Appendix XI）。
--	--

VI. 議事次第

第 43 回食品添加物部会		
議題 1	議題の採択	CX/FA 11/43/1
議題 2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項	CX/FA 11/43/2
議題 3	FAO/WHO 及び第 73 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA)からの関心事項	CX/FA 11/43/3

議題 4	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認/改訂	
	(a)コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大使用量の承認/改訂	CX/FA 11/43/4
	(b)調整粉乳及び特殊医療用粉乳の食品規格(CODEX STAN 72-1981)における食品添加物条項の討議文書	CX/FA 11/43/5
	(c)食肉製品関連食品規格と GSFA の関連条項に関する食品添加物条項の整合性に向けた討議文書	CX/FA 11/43/6
議題 5	食品添加物コーデックス一般規格(GSFA)	
	(a)GSFA の食品添加物条項の案及び原案	CX/FA 11/43/7
	(b)食品添加物条項の原案(新規及び改訂)	CX/FA 11/43/8
	コメント	CX/FA 11/43/08 Corr1
		CX/FA 11/43/8 Add.1
		CX/FA 11/43/8 Add.2
	(c)いくつかの食品添加物に関する意見と情報	CX/FA 11/43/9
	(d)アルミニウム含有食品添加物条項	CX/FA 11/43/10
	(e)食品分類システムの改訂原案(食品分類 5.1、5.2、5.4)(N07-2010)(ステップ3でのコメント)	CX/FA 11/43/11
	コメント	CX/FA 11/43/11 Add.1
	(f)食品分類 16.0 の名称と説明書の改訂	CX/FA 11/43/11 Add.2
(g)注釈 161 の使用に関する討議文書	CX/FA 11/43/12	
(h)GSFA 前文第4項「食品中の添加物のキャリーオーバー」の改訂に関する討議文書	CX/FA 11/43/13	
議題 6	食用塩に関する食品規格の改訂原案(CODEX STAN 150-1985)	CX/FA 11/43/14
	コメント	CX/FA 11/43/15 Add.1
議題 7	食品添加物の国際番号システム(INS)への変更/追加の提案	CX/FA 11/43/15 Add.2
	コメント	CX/FA 11/43/16
議題 8	食品添加物の同一性及び純度に関する規格	CX/FA 11/43/16 Add.1
	コメント	CX/FA 11/43/16 Add.2
議題 9	JECFA による評価のための食品添加物優先リスト	
	(a)JECFA 評価の優先リストへの追加及び変更に関する提案	CX/FA 11/43/17
		CX/FA 11/43/17 Add.1